

掛川市水道事業管理告示第11号

掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成17年掛川市水道事業管理規程第10号）第10条第1号の規定に基づき、掛川市水道事業指定給水装置工事事業者を次のとおり指定する。

平成29年7月14日

掛川市水道事業管理者

掛川市長 松井三郎

291号 大場配管株式会社 代表取締役 大場敏史

袋井市下山梨1653番地の1